

原議保存期間	30年(平成59年3月31日まで)
有効期間	一種(平成59年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙地発第1号
平成29年2月14日
警察庁生活安全局長

遺失物法施行規則の一部を改正する規則の施行について（通達）

遺失物法施行規則の一部を改正する規則（平成29年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。別添参照。）は、本日公布され、平成29年4月1日から施行されることとなった。改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「規則」とは改正規則による改正後の遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）をいう。

記

1 改正の趣旨

拾得され、警察署長に提出又は届出される物件の数は増加傾向にあるところ、国民の利便性の向上及び都道府県警察における遺失物業務の合理化を図るため、送付による物件の返還手続の合理化、施設占有者等による書類提出の際に書類に代えて提出することができる電磁的記録媒体の拡大、各種様式の改廃等を行うものである。

2 改正の概要

(1) 権利放棄の取扱い等（規則第3条第1項及び別記様式第1号関係）

警察署長が拾得物の提出を受けた場合、拾得者に対して、費用請求権等の権利の放棄の意思及び遺失者に対する氏名等の告知の同意の有無について確認し、拾得物件控書に署名等を求めることとした。

(2) 遺失届一覧簿の廃止等（規則第5条第2項関係）

遺失届一覧簿を廃止し、警察署長が遺失届を受けたときは、当該遺失届に係る物件の種類及び特徴等を任意の書面に記載又は電磁的に記録することとした。

(3) 物件送付依頼書の廃止（規則第19条関係）

送付による物件の返還等の際に遺失者等から徴することとされている物件送付依頼書を廃止し、書面によるほか、電話による申出も可能とした。

(4) 電磁的記録媒体による手続の拡大（規則第41条関係）

施設占有者等が書類に代えて提出することができる電磁的記録媒体をフレキシブルディスクから拡大した。

(5) 経過措置（改正規則附則第2条関係）

改正規則による改正前の遺失物法施行規則に規定する様式による書面について

は、改正規則の施行後も当分の間使用することができることとした。

よって、改正規則による改正前の拾得物件控書（別記様式第 1 号）及び拾得物件預り書（別記様式第 2 号）を使用する場合には、規則第 3 条第 1 項に基づく拾得者の権利放棄の意思及び氏名等告知の同意の有無の確認結果について、改正前の様式に規定の無い事項は、備考欄等に追加記載するなどにより明らかにしておくこと。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕

○遺失物法施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一）

〔告示〕

○平成二十八年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（総務三五）

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

規

則

○国家公安委員会規則第一号

遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第五条（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条の規定に基づき、遺失物法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年二月十四日

国家公安委員会委員長 松本 純

遺失物法施行規則の一部を改正する規則

遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(権利放棄の取扱い等)

第三条 警察署長は、提出を受けた場合において、提出者に対し、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）について、法第二十七条第一項の費用若しくは法第二十八条第一項若しくは第二項の報労金を請求する権利又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定若しくは法第三十二条第一項の規定により所有権を取得する権利（以下「費用請求権等」という。）の全部又は一部を放棄する意思及び法第十一条第二項（法第十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する同意（第十八条第三項及び第二十六条第二号二において単に「同意」という。）の有無を確認し、拾得物件控書の権利放棄の意思及び氏名等告知の同意の有無の欄に記載及び署名を求めるものとする。

〔2・3 略〕

第五条 〔略〕

2 警察署長は、遺失届を受けたときは、直ちに、遺失届出書に受理番号を付すとともに、次に掲げる事項を書面に記載し、又は電磁的に記録しなければならない。

〔一・三 略〕

(遺失届の有無の確認)

第六条 警察署長は、提出又は届出を受けたときは、当該提出物件又は当該届出に係る保管物件について、これらとその他の種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を確認するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による確認の結果、同項の遺失届がないときは、警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対し、同項の物件に係る第八条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による通報の有無を照会するものとする。

(提出物件等の有無の確認)

第七条 警察署長は、遺失届を受けたときは、当該遺失届に係る物件について、これとその他の種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件又は保管物件の有無を確認するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による確認の結果、同項の提出物件又は保管物件がないときは、警察本部長に対し、当該提出物件又は保管物件に係る法第八条第一項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による通報又は第十条第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による通報の有無を照会するものとする。

(遺失届に係る警察本部長への報告等)

第八条 警察署長は、前条の規定による確認又は照会の結果、同条第一項の提出物件又は保管物件がないときは、同項の物件に係る第五条第二項各号に掲げる事項並びに遺失者の氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を警察本部長に報告するものとする。

〔略〕

(揭示の様式等)

第九条 法第七条第二項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による揭示は、別記様式第六号（保管物件に係る揭示にあつては、別記様式第七号）を用いて行うものとする。

改正前

(権利放棄の取扱い等)

第三条 警察署長は、提出を受けた場合において、提出者から、提出をした物件（以下「提出物件」という。）について、法第二十七条第一項の費用若しくは法第二十八条第一項若しくは第二項の報労金を請求する権利又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条若しくは同法第二百四十一条の規定若しくは法第三十二条第一項の規定により所有権を取得する権利（以下「費用請求権等」という。）を放棄する旨の申告があつたときは、拾得物件控書の権利放棄の申告の欄に提出者の署名を求めるものとする。

〔2・3 同上〕

第五条 〔同上〕

2 警察署長は、遺失届を受けたときは、直ちに、遺失届出書に受理番号を付すとともに、次に掲げる事項を別記様式第六号の遺失届一覽簿に記載しなければならない。

〔一・三 同上〕

(遺失届の有無の調査)

第六条 警察署長は、提出又は届出を受けたときは、当該提出物件又は保管物件について、遺失届一覽簿における該当する遺失届に係る記載の有無を確認するものとする。この場合において、当該物件の遺失者を知ることができないときは、当該物件に係る第八条第一項の規定による報告又は同条第二項の規定による通報の有無を警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に照会するものとする。

(提出物件等の有無の調査)

第七条 警察署長は、遺失届を受けたときは、当該遺失届に係る物件について、拾得物件一覽簿及び特例施設占有者保管物件一覽簿における該当する提出物件又は保管物件に係る記載の有無を確認するものとする。この場合において、当該物件に係る記載がないときは、当該物件に係る法第八条第一項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による通報又は第十条第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による通報の有無を警察本部長に照会するものとする。

(遺失届に係る警察本部長への報告等)

第八条 警察署長は、前条の規定による確認又は照会の結果、当該遺失届に係る物件に該当する提出物件又は保管物件がないときは、第五条第二項各号に掲げる事項並びに遺失者の氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を警察本部長に報告するものとする。

〔同上〕

(揭示の様式等)

第九条 法第七条第二項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による揭示は、別記様式第七号（保管物件に係る揭示にあつては、別記様式第八号）を用いて行うものとする。

〔同上〕

(物件売却書の作成等)

第十三条 警察署長は、法第九条第一項本文又は第二項（これらの規定を法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による売却（第十七条において単に「売却」という。）をしたときは、拾得物件控書の備考欄にその旨及び売却の日並びに売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を記載するとともに、別記様式第八号の物件売却書を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しなければならない。

(物件処分書の作成等)

第十六条 警察署長は、法第十条（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときは、拾得物件控書及び拾得物件一覽簿の備考欄にその旨及び処分の日を記載するとともに、別記様式第九号の物件処分書を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しなければならない。

(遺失者が判明したときの措置等)

第十八条 「1・2 略」
3 警察署長は、前項の規定による通知をするときは、同意の有無を確認するものとする。ただし、同項の拾得者又は施設占有者が、あらかじめ、当該警察署長に対し、同意の有無を明らかにしている場合は、この限りでない。

4 警察署長は、提出物件について、民法第二百四十条又は第二百四十一条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、同表の中欄に掲げる拾得者又は施設占有者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

拾得者が民法第二百四十条又は第二百四十一条の規定により所有権を取得する権利を有するとき。	一 拾得者	二 法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する施設占有者	拾得者が民法第二百四十条又は第二百四十一条の規定により所有権を取得する権利を有しないとき。
拾得者が民法第二百四十条又は第二百四十一条の規定により所有権を取得する権利を有しないとき。	一 法第三十三条の規定により拾得者とみなされる施設占有者	当該物件の所有権を取得した期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨	二 法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する拾得者
	二 法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する拾得者	当該物件の所有権を取得してこれを引き取る施設占有者に法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する旨	一 法第三十三条の規定により拾得者とみなされる施設占有者

(物件売却書の作成等)

第十三条 警察署長は、法第九条第一項本文又は第二項（これらの規定を法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による売却（第十七条において単に「売却」という。）をしたときは、拾得物件控書の備考欄にその旨及び売却の日並びに売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を記載するとともに、別記様式第九号の物件売却書を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しなければならない。

(物件処分書の作成等)

第十六条 警察署長は、法第十条（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときは、拾得物件控書及び拾得物件一覽簿の備考欄にその旨及び処分の日を記載するとともに、別記様式第十号の物件処分書を作成し、法第三十六条に規定する期間が満了するまでの間、保存しなければならない。

(遺失者が判明したときの措置等)

第十八条 「1・2 同上」
3 警察署長は、前項の規定による通知をするときは、法第十一条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同意（第二十六条において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者又は施設占有者が、あらかじめ拾得物件控書の氏名等告知の同意の欄に署名をしている場合は、この限りでない。

4 警察署長は、提出物件について、民法第二百四十条又は同法第二百四十一条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、同表の中欄に掲げる拾得者又は施設占有者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

拾得者が民法第二百四十条又は同法第二百四十一条の規定により所有権を取得する権利を有するとき。	一 拾得者	二 法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する施設占有者	拾得者が民法第二百四十条又は同法第二百四十一条の規定により所有権を取得する権利を有しないとき。
拾得者が民法第二百四十条又は同法第二百四十一条の規定により所有権を取得する権利を有しないとき。	一 法第三十三条の規定により拾得者とみなされる施設占有者	当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨	二 法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する拾得者
	二 法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する拾得者	当該物件の所有権を取得してこれを引き取る施設占有者に法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する旨	一 法第三十三条の規定により拾得者とみなされる施設占有者

5 警察署長は、提出物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨をあらかじめ拾得物件預り書に記載することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

(送付による提出物件の返還及び引渡し)
第十九条 警察署長は、提出物件の返還に係る手続を行う場所を来訪することが困難であると認められる遺失者から提出物件の返還を求められたときは、遺失者の申出により、提出物件を送付することができる。

〔2・3 略〕

(警察署長による遺失者の確認の方法等)

第二十条 〔略〕

2 法第十一条第一項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する受領書の様式は、別記様式第十号のとおりとする。

3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第十号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。

〔一・二 略〕

(照会書の様式)

第二十二條 警察署長は、法第十二条(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第十一号の拾得物件関係事項照会書を用いるものとする。

(費用の請求)

第二十三條 警察署長は、法第二十七条第一項の費用を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するときは、別記様式第十二号の請求書を交付するものとする。

(保管物件の届出等)

第三十一條 届出は、別記様式第十三号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2 〔略〕

(売却の届出)

第三十二條 法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十三号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。

(処分の届出等)

第三十三條 法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第十三号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2 〔略〕

(遺失者が判明したときの措置等)

第三十五條 〔一・二 略〕

3 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二條第二項に規定する同意(以下この項において単に「同意」という。)の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにした書面を提出している場合は、この限りでない。

4 特例施設占有者は、保管物件について、民法第二百四十条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

5 警察署長は、提出物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨をあらかじめ拾得物件預り書に記載することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

(送付による提出物件の返還及び引渡し)

第十九條 警察署長は、提出物件の返還に係る手続を行う場所を来訪することが困難であると認められる遺失者から提出物件の返還を求められたときは、遺失者の申出により、遺失者から別記様式第十一号の物件送付依頼書を徴した上、これに記載された方法により、提出物件を送付することができる。

〔2・3 同上〕

(警察署長による遺失者の確認の方法等)

第二十条 〔同上〕

2 法第十一条第一項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する受領書の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第十二号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。

〔一・二 同上〕

(照会書の様式)

第二十二條 警察署長は、法第十二条(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第十三号の拾得物件関係事項照会書を用いるものとする。

(費用の請求)

第二十三條 警察署長は、法第二十七条第一項の費用を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するときは、別記様式第十四号の請求書を交付するものとする。

(保管物件の届出等)

第三十一條 届出は、別記様式第十五号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2 〔同上〕

(売却の届出)

第三十二條 法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十五号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。

(処分の届出等)

第三十三條 法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第十五号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2 〔同上〕

(遺失者が判明したときの措置等)

第三十五條 〔一・二 同上〕

3 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二條第二項に規定する同意(以下この項において単に「同意」という。)の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ同意をする旨を記載した書面を当該特例施設占有者に提出している場合は、この限りでない。

4 〔同上〕

拾得者が民法第二百四十条の規定により所有権を取得する権利を有するとき。	拾得者	当該物件の所有権を取得した期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨
-------------------------------------	-----	--

5 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨を記載した書面をあらかじめ拾得者に交付することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

(送付による保管物件の返還及び引渡し)

第三十六条 特例施設占有者は、保管物件の返還に係る手続を行う場所を来訪することが困難であると認められる遺失者から保管物件の返還を求められたときは、遺失者の申出により、保管物件を送付することができる。

〔2・3 略〕

(電磁的記録媒体による手続)

第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第十四号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・七 略〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

拾得者が民法第二百四十条の規定により所有権を取得する権利を有するとき。	拾得者	当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨
-------------------------------------	-----	--

5 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨を記載した書面をあらかじめ拾得者に交付することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

(送付による保管物件の返還及び引渡し)

第三十六条 特例施設占有者は、保管物件の返還に係る手続を行う場所を来訪することが困難であると認められる遺失者から保管物件の返還を求められたときは、遺失者の申出により、遺失者から保管物件の送付を依頼する旨及び送付の方法を記載した書面を徴した上、当該方法により、保管物件を送付することができる。

〔2・3 同上〕

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第十六号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・七 同上〕

2 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において単に「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X六〇六五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X二〇八八(附属書一に規定する方式

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X二〇〇一及びX二〇〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X二〇二二に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の名称
- 二 提出年月日

別記様式第2号 (第2条関係)

拾得物件預り書

☐ 有権者		☒ 果權者	☐ 央権者	☐ 警署長	
管轄警察			受理番号		
			本署 交番・駐在所		
受理日時		年 月 日 午前・午後 時 分		取寄せ氏名	
届出場所		年 月 日 午前・午後 時 分		ところ に於て接押	
住所					
指押者 住所・氏名		より受託人 氏名		電話番号その他の連絡先	
鑑査点番号		住所又は所在地			
住所・氏名		より受託人 氏名又は名称		電話番号その他の連絡先	

物産品	数量						内容						価金のみ
	個	箱	包	束	匁	斗	1万円札 枚	5千円札 枚	1万円札 枚	5千円札 枚	1万円札 枚	5千円札 枚	
種別							種類等(形状・模様・品質等)						点数
物													
件													
品													

あなたは提出された物件に関する

- ☐一部份の権利を放棄しました。
- ☐全部を譲渡する権利を放棄しました。
- ☐部分を受ける権利を放棄しました。
- ☐所有権を取得する権利を放棄しました。
- ☐権利を放棄していません。

あなたは警察署長が通先輩に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに ☐同意しました。
☐閲覧していません。

あなたは、☐上記物件に関する権利放棄、口氏名告知等の問題について、速やかで決めることとしました。

上記の物件を確認しました。

年 月 日	指押者の 物 产 形 期 別 型 限	年 月 日から 年 月 日まで
警察署長 印		

○ あなたが出張した物件のうち、（ ）は、遺失物法第17条の規定により、法院の審判を経て初めてあなたが受け取るができない場合があります。

受理部	上記の物件を受領しました。 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	年 月 日
備考	氏名又は名称	☒

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

別記様式第1号 (第1条関係)

拾得物件控書

☐ 有様	☐ 無様	☐ 欠様	☐ 無様			
警署番			受理番号			
			本署 交番・駐在所			
受 理 日 時	年 月 日 午前・後 時 分		取寄せ氏名			
指 揮 場 所	年 月 日 午前・後 時 分		こころ にて指揮			
指 導 者	住所 よりが丘 氏 名		電話番号その他の連絡先			
住居・氏名						
施設占有者	住所又は所在地 よりが丘 氏 名		電話番号その他の連絡先			
住居・氏名						
内 訳						
物 資	現金(千円)→万円(千円)→円	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	
		100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	
				1円硬貨 枚	現金の合計	
物	種 類	特記簿(型式・機種・品質等)			数量	
件 品						
権利放棄 の意思及び 長崎県警知 の同意の有無 上記物件に関する ☐一切の権利を放棄します。 ☐費用を請求する権利を放棄します。 ☐損害金を受け取る権利を放棄します。 ☐所有権を取得する権利を放棄します。... ☐権利を放棄しません。 警署署長が遺失者に対して本文又は名称及び住所又は所在地を告知することに ☐同意します。 ☐同意しません。 (「上記物件」に関する権利放棄、口此名等告知の同意)については、後で決めます。 指導者又は施設占有者 氏名又は名称						
国勢調査への協賛 に係る権利の有無等		物件に関する権利 ☐有 ☐利用を希望する権利 ☐使用料を受け取る権利 ☐所有権を取得する権利 氏名等告知の同意 ☐有 ☐無		指導者の 物件引取 調		年 月 日 から 年 月 日まで
備 考						

備考 1 口印のある欄については、該当の口内にレ印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A判4倍とすること。

別記様式第2号（第2条関係）

拾得物件預り書

☐ 有種 ☐ 薬種 ☐ 糸種 ☐ 無種		管理番号		受理番号	
受理日時		年 月 日 午前・午後		本署 交番・駐在所 取替者氏名	
招待日時 場所		年 月 日 午前・午後		分 ころ にて招待	
招待者 住所・氏名		住所 よりがな 電話番号その他の連絡先 氏名			
施設点有者 住所・氏名		住所又は所在地 よりがな 電話番号その他の連絡先 氏名又は名称			
種 類		規 定 額			
物 品		金 額			
種 類		1万円札 枚 5000円札 枚 2000円札 枚 1000円札 枚 500円硬貨 枚 100円硬貨 枚 50円硬貨 枚 10円硬貨 枚 5円硬貨 枚 1円硬貨 枚 現金のみ			
特 徴		納付等（形状・程度・品質等）			
点 数		点 数			
上記の物件を預かりました。		年 月 日			
印		署長署名 印			
□ あるいは提出された物件のうち、()は、違反物品・薬品等の製造により、決定的 期間が経過しても、あなたが受け取ることができない場合があります。					
招待者の 物件引取 期 年 月 日 から 年 月 日まで		受領 住所又は所在地 氏名又は名称		年 月 日 電話番号その他の連絡先	
備 考		⑨			

注 この預り書は、あなたが上記物件について所有権を取得し、その物件を受け取る場合、受領確認欄に住所若しくは所在地を記載し、並びに氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名して警察署長に提出することにより受領書に代えることとなるものですから、大切に保管してください。

備考 1 口印のある欄については、該当の口印にシ印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

別記様式第1号 (第1条関係)

拾得物件控書

☐ 有権	☐ 無権	☐ 失権	☐ 無権					
登録番号		受理番号						
		本書	交番・駐在所					
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	取替番号						
日時場所	年 月 日 午前・後 時 分ころ	にて品得						
納付者 住所・氏名	住所 氏名 電話番号その他の連絡先							
施設占有者 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先							
現金の金額	内 訳						現金の金額	
物 金	現金(円)	1万円以下	1万円以上10万円未満	10万円以上100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上	点数
物	特留物(用紙、標本、品質等)							点数
品								
権利放棄の申告	上記物件に関する一切の権利・経済金を受ける権利・所有権を取得する権利を放棄します。 治得者又は施設占有者 氏名又は名称							
氏名周知の同意	警務署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに同意します。 治得者又は施設占有者 氏名又は名称							
譲渡に依る相対的権利の有無	物件に関する権利 氏名周知の同意	☐ 有	☐ 無	☐ 無	条件	☐ 他の警務本部長に連絡する貴重な物件に該当		
納付者の物件引取期	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 通達 ☐ 引渡し ☐ 郵便	年 月 日					
備考								

備考 1 不要の文字は、機械で消すこと。
2 印刷のある欄については、該当の印刷にシ印を付すこと。
3 冊数の大きさは、日本工業規格A判4冊とすること。

別記様式第 3 号 (第 4 条関係)

拾 得 物 件 一 覧 簿

受理番号	記 載 日	物件の種類及び特徴	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考: 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 3 号 (第 4 条関係)

拾 得 物 件 一 覧 簿

受理番号	記 載 日	物件の種類及び特徴	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考: 1 備考欄には、その物件を遺失者に返還し、又は所有権を取得した者に交付した場合等において、その旨及びその年月日その必要な事項を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

遺失届出書

※		警署番		※受理番号			
※受理日時		年 月 日 午前・後 時 分		※本署		交番・駐在所	
				※取替番氏名			
遺失者		住所又は所在地					
住所・氏名		ふりがな		氏名又は名称		電話番号その他の連絡先	
遺失日時		年 月 日 午前・後 時 分		分ころから		の部	
		年 月 日 午前・後 時 分		分ころまで			
遺失場所							
種類		金		貨		現金のみ	
		1万円札 枚		5000円札 枚		2000円札 枚	
		1000円札 枚		500円札 枚		100円札 枚	
		50円硬貨 枚		10円硬貨 枚		5円硬貨 枚	
		1円硬貨 枚					
物		種 類		納品等 (形状・標識・品質等)		点数	
備考		上記物件を遺失したので届出をします。					
		年 月 日		警署署長 印		氏 名	

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

遺失届出書

※		警署番		※受理番号			
※受理日時		年 月 日 午前・後 時 分		※本署		交番・駐在所	
				※取替番氏名		●	
遺失者		住所又は所在地					
住所・氏名		ふりがな		氏名又は名称		電話番号その他の連絡先	
遺失日時		年 月 日 午前・後 時 分		分ころから		の部	
		年 月 日 午前・後 時 分		分ころまで			
遺失場所							
種類		金		貨		現金のみ	
		1万円札 枚		5000円札 枚		2000円札 枚	
		1000円札 枚		500円札 枚		100円札 枚	
		50円硬貨 枚		10円硬貨 枚		5円硬貨 枚	
		1円硬貨 枚					
物		種 類		納品等 (形状・標識・品質等)		点数	
備考		上記物件を遺失したので届出をします。					
		年 月 日		警署署長 印		氏 名	

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

「様式を削る。」

別記様式第 6 号 (第 5 条関係)

遺失届一覧簿

受理番号	受 理 日	物件の種類及び特徴	遺失日時	遺失場所	備 考
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		

備考 1 備考欄には、その物件を遺失者に返還した場合等において、その旨及びその年月日その他必要な事項を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 7 号（第 9 条関係）

保 管 物 件 公 告

下記の物件の遺失者は、速やかに保管している施設の占有者に連絡をしてください。

年 月 日

警 察 署 長

記

1 物件の種類及び特徴

2 拾得の日時

3 拾得の場所

4 保管している施設の占有者の氏名又は名称

5 保管場所及びその電話番号その他の連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

拍 得 物 件 公 告

下記の物件の遺失者は、速やかに当署に届出をしてください。

年 月 日

警 察 署 長

記

1 物件の種類及び特徴

2 拾得の日時

3 拾得の場所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

保 管 物 件 公 告

下記の物件の遺失者は、速やかに保管している施設の占有者に連絡をしてください。

年 月 日

警 察 署 長

記

1 物件の種類及び特徴

2 拾得の日時

3 拾得の場所

4 保管している施設の占有者の氏名又は名称

5 保管場所及びその電話番号その他の連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 7 号（第 9 条関係）

拍 得 物 件 公 告

下記の物件の遺失者は、速やかに当署に届出をしてください。

年 月 日

警 察 署 長

記

1 物件の種類及び特徴

2 拾得の日時

3 拾得の場所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 2 号 (第 13 条関係)

物件処分書

受理番号	受理年月日		年 月 日	
物 件	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)		
拾得年月日	年 月 日			
拾得場所				
拾得者の 住所・氏名等	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先		
処 分 理 由	☐ 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある (法第 9 条第 1 項関係) ☐ 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する (法第 9 条第 1 項関係) ☐ 当該物件が法令で定める物に該当 (法第 9 条第 2 項関係)			
	☐ 売却につき買受人がない (法第 16 条第 1 項関係) ☐ 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たない (法第 16 条第 2 項関係) ☐ 法第 16 条の所有権を取得することができない物件に該当 (法第 16 条第 3 項関係) ☐ その他売却することができない (法第 16 条第 3 項関係)			
処分年月日	年 月 日			
処分場所				
処分方法				
官職・氏名				
署 長				
機 印				
備 考				

備考 1 処分理由欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 3 号 (第 13 条関係)

物件売却書

受理番号	受理年月日		年 月 日	
物 件	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)		
拾得年月日	年 月 日			
拾得場所				
拾得者の 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先		
売 却 理 由	☐ 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある (法第 9 条第 1 項関係) ☐ 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する (法第 9 条第 1 項関係) ☐ 当該物件が法令で定める物に該当 (法第 9 条第 2 項関係)			
	☐ 売却につき買受人がない (法第 16 条第 1 項関係) ☐ 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たない (法第 16 条第 2 項関係) ☐ 法第 16 条の所有権を取得することができない物件に該当 (法第 16 条第 3 項関係) ☐ その他売却することができない (法第 16 条第 3 項関係)			
売却年月日	年 月 日			
売却の方法				
売却の経過				
売却の 相手方の 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先		
売却代金等 の 額				
官職・氏名				
署 長				
機 印				
備 考				

備考 1 売却理由欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 10 号 (第 16 条関係)

物件処分書

受理番号	受理年月日		年 月 日	
物 件	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)		
拾得年月日	年 月 日			
拾得場所				
拾得者の 住所・氏名等	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先		
処 分 理 由	☐ 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある (法第 9 条第 1 項関係) ☐ 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する (法第 9 条第 1 項関係) ☐ 当該物件が法令で定める物に該当 (法第 9 条第 2 項関係)			
	☐ 売却につき買受人がない (法第 16 条第 1 項関係) ☐ 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たない (法第 16 条第 2 項関係) ☐ 法第 16 条の所有権を取得することができない物件に該当 (法第 16 条第 3 項関係) ☐ その他売却することができない (法第 16 条第 3 項関係)			
処分年月日	年 月 日			
処分場所				
処分方法				
官職・氏名				
署 長				
機 印				
備 考				

備考 1 処分理由欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 11 号 (第 13 条関係)

物件売却書

受理番号	受理年月日		年 月 日	
物 件	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)		
拾得年月日	年 月 日			
拾得場所				
拾得者の 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先		
売 却 理 由	☐ 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある (法第 9 条第 1 項関係) ☐ 当該物件の保管に過大な費用又は手数を要する (法第 9 条第 1 項関係) ☐ 当該物件が法令で定める物に該当 (法第 9 条第 2 項関係)			
	☐ 売却につき買受人がない (法第 16 条第 1 項関係) ☐ 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たない (法第 16 条第 2 項関係) ☐ 法第 16 条の所有権を取得することができない物件に該当 (法第 16 条第 3 項関係) ☐ その他売却することができない (法第 16 条第 3 項関係)			
売却年月日	年 月 日			
売却の方法				
売却の経過				
売却の 相手方の 住所・氏名	住所又は所在地 氏名又は名称	電話番号その他の連絡先		
売却代金等 の 額				
官職・氏名				
署 長				
機 印				
備 考				

備考 1 売却理由欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第10号（第20条関係）

受領書

受領番号				
物 件 品	現金	円		
	種	類	特徴等（形状・種類・品質等）	点数
上記の物件を受領しました。 年 月 日 警察署長 殿 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先				
備 考				

注 拾得物件預り書を所持する権利取得者は、物件の交付を受ける際に、その預り書の受領確認欄に住所若しくは所在地を記載し、直ちに氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名してそれを警察署長に提出することにより、この受領書に代えることができます。

備考 1 受領書は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができます。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

〔様式を削る。〕

別記様式第12号（第20条関係）

受領書

受領番号				
物 件 品	現金	円		
	種	類	特徴等（形状・種類・品質等）	点数
上記の物件を受領しました。 年 月 日 警察署長 殿 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先				
備 考				

注 拾得物件預り書を所持する権利取得者は、物件の交付を受ける際に、その預り書の受領確認欄に住所若しくは所在地を記載し、直ちに氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名してそれを警察署長に提出することにより、この受領書に代えることができます。

備考 1 受領書は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができます。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

別記様式第11号（第18条関係）

物件送付依頼書

年 月 日	
警察署長 殿	
住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号その他の連絡先	
警察署を訪問することが困難であることから、次の方法により拾得物を送付してください。	
1 送付先	住所又は所在地（〒 - ）
	氏名又は名称
	電話番号その他の連絡先
2 送付方法	
3 送付料金の支払方法	

備考 1 依頼書は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができます。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

別記様式第12号（第22条関係）

請 求 書

年 月 日

殿

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を請求します。

費 目 別	金 額	内 訳
	円	
	円	
	円	
備 考		

-----（切り取り線）-----

領 収 書

殿

年 月 日

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を領収しました。

金 円

備考 1 備考欄には、その物件の受理番号その他必要な事項を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第11号（第22条関係）

拾得物件関係事項照会書

年 月 日

殿

警察署長 印

拾得された物件の遺失者への返還のため必要があることから、下記事項につき至急回答願いたく、遺失物法第12条によって照会します。

記 照 会 事 項

【所在地警察署の所在地】〒

【照会者氏名】（電話）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第14号（第23条関係）

請 求 書

年 月 日

殿

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を請求します。

費 目 別	金 額	内 訳
	円	
	円	
	円	
備 考		

-----（切り取り線）-----

領 収 書

殿

年 月 日

警察署長 印

下記のとおり物件の保管に要した費用を領収しました。

金 円

備考 1 備考欄には、その物件の受理番号その他必要な事項を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第12号（第22条関係）

拾得物件関係事項照会書

年 月 日

殿

警察署長 印

拾得された物件の遺失者への返還のため必要があることから、下記事項につき至急回答願いたく、遺失物法第12条によって照会します。

記 照 会 事 項

【所在地警察署の所在地】〒

【照会者氏名】（電話）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2
る。

1
(経過措置)
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

備考
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この規則による改正前の遺失物法施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の遺失物法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

備考
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第14号 (第41条関係)

電磁的記録媒体提出票	
第28条 第28条第2項 第28条第3項 第31条第1項 第32条 第33条第1項	の規定により提出すべき書類に記載することとされ
てい事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。	
本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。	
年 月 日	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
1 電磁的記録媒体に記載された事項	
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考 1 提出者の「氏名又は名称」の欄には、氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手段を行う場合には氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名をすることとし、それ以外の書類については電磁的記録媒体による手段を行う場合にあっては氏名又は名称を記載すること。

2 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載することとし、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに記録番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類を記載すること。

4 不要の文字は、横線で消すこと。

5 該当事項がない場合は、省略すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A判4号とすること。

別記様式第15号 (第41条関係)

フレキシブルディスク提出票	
第28条 第28条第2項 第28条第3項 第31条第1項 第32条 第33条第1項	の規定により提出すべき書類に記載することとされ
てい事項を記録したフレキシブルディスクを次のとおり提出します。	
本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。	
年 月 日	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
1 フレキシブルディスクに記載された事項	
2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類	

備考 1 提出者の「氏名又は名称」の欄には、氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手段を行う場合には氏名若しくは名称を記載し及び押印し、又は署名をすることとし、それ以外の書類についてはフレキシブルディスクによる手段を行う場合にあっては氏名又は名称を記載すること。

2 「フレキシブルディスクに記載された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記載されている事項を記載することとし、2以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに記録番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記載されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類を記載すること。

4 不要の文字は、横線で消すこと。

5 該当事項がない場合は、省略すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A判4号とすること。

別記様式第13号 (第31条、第32条、第33条関係)

保管物 物件売却 物件処分 届出書	
第17条 遺失物法 第20条第3項 の規定により届出をします。	
第21条第2項	
警察署長 氏名又は名称	
住所又は所在地	
電話番号その他の連絡先	
※受理番号	
保管施設の名 称 所在地 電話番号その他の連絡先	
物件の種類及び特徴等	
現 主	指請日時・場所
売却・処分方法	交付日時
売却・処分方法	記録番号
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日

備考 1 当の欄には、記載しないこと。

2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができる。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 口印のある欄については該当の口内にし印を付すこと。

5 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は譲渡の届出をする場合に記載すること。

6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A判4号とすること。

別記様式第15号 (第31条、第32条、第33条関係)

保管物 物件売却 物件処分 届出書	
第17条 遺失物法 第20条第3項 の規定により届出をします。	
第21条第2項	
警察署長 氏名又は名称	
住所又は所在地	
電話番号その他の連絡先	
※受理番号	
保管施設の名 称 所在地 電話番号その他の連絡先	
物件の種類及び特徴等	
現 主	指請日時・場所
売却・処分方法	交付日時
売却・処分方法	記録番号
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日
(貴重な物件に該当 口有 口無)	
売却・処分理由	保管 届 出 日
売却・処分方法	売却・処分予定日

備考 1 当の欄には、記載しないこと。

2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができる。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 口印のある欄については該当の口内にし印を付すこと。

5 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は譲渡の届出をする場合に記載すること。

6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A判4号とすること。